

令和7年度 成年後見センター等体制整備事業実施要領

1 目的

本事業は、地域における成年後見制度の普及、啓発、適切な利用の促進及び相談対応等の機能の強化を図り、地域福祉権利擁護事業から成年後見制度までの長期的・継続的な支援を可能とすることを目的とする。

2 助成対象事業

法人後見の受任や成年後見制度の適切な利用の促進等により、成年後見センター等の体制整備に取り組む市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）が実施する職員研修や事務局環境整備等の事業に対して助成を行う。

助成の対象となる市町村社協は、今後3年以内に法人後見事業を開始予定の社協、もしくは、法人後見事業開始後、3年以内の社協とする。

3 事業実施期間

令和7年4月2日から令和8年3月31日までとする。

4 助成金額（予算額90万円）

1社協あたり30万円以内

5 助成対象経費

助成金の交付対象となる経費は次のとおりとする。

- (1) 報酬
- (2) 諸謝金
- (3) 旅費交通費
- (4) 燃料費
- (5) 消耗品費
- (6) 器具什器費
- (7) 印刷製本費
- (8) 通信運搬費
- (9) 賃借料
- (10) 業務委託費
- (11) 手数料
- (12) 修繕費
- (13) 保険料

6 助成金の申請

令和7年度熊本県社会福祉振興基金助成金交付要項の定めるところによる。

なお、助成金の交付を受けようとする市町村社協は、助成金交付申請書(別記第1号様式)に助成事業実施計画書(別記第2号様式)、助成事業収支予算書(別記第3号様式)及び自己評価表(別紙)を添えて、別に定める期日までに提出すること。

7 助成金の交付決定

熊本県社会福祉協議会会長は、前項に規定する申請書を受理した場合において、審査のうえ適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、令和7年度熊本県社会福祉振興基金助成金交付決定通知書(別記第4号様式)により、その旨を市町村社協に通知する。

8 申請期間

令和7年4月21日から令和7年5月30日までとする。

なお、この期間の申請に伴う助成金額が予算額に達しない場合、追加募集することがある。